



[外務省案内](#) | [渡航関連情報](#) | [各国・地域情勢](#) | [外交政策](#) | [ODA](#) | [会談・訪問](#) | [報道・広報](#) | [キッズ外務省](#) | [史料・公開情報](#) | [各種手続き・ご意見](#)
[トップページ](#) > [外交政策](#) > [人権・人道](#) > [人権外交](#) > [国際人権規約](#) > 経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について

人権・人道

経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について

平成24年9月

日本国政府は, 昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)の批准書を寄託した際に, 同規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり, これらの規定にいう「特に, 無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ, 同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により, 日本国は, 平成24年9月11日から, これらの規定の適用に当たり, これらの規定にいう「特に, 無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。

(参考)

社会権規約13条2(b)及び(c) <<抜粋>>

第13条2

(b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は, すべての適当な方法により, 特に, 無償教育の漸進的な導入により, 一般的に利用可能であり, かつ, すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c)高等教育は, すべての適当な方法により, 特に, 無償教育の漸進的な導入により, 能力に応じ, すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(注)我が国は, 社会権規約を批准した際, 上記規定の適用に当たり, 強調文字部分に拘束されない権利を留保。

[このページのトップへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

[法的事項](#) | [アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright© 2014 Ministry of Foreign Affairs of Japan